

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 6 年度 第 2 回

農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 16 日

令和 6 年度 第 2 回横手市農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 16 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
4. 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
5. 議案第 6 号 農用地利用集積計画審議について
6. 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
7. 議案第 8 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）に対する意見聴取
について
8. 報告第 2 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	1 4	近 江 清 廣	出
3	佐 藤 省 美	出	1 5	高 橋 馨	出
4	石 山 俊 彦	出	1 6	佐 藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	1 7	高 橋 尚 也	出
6	千 葉 肇	出	1 8	小松田 英 人	出
7	佐 藤 仁	出	1 9	高 橋 康 弘	出
8	高 橋 正 也	出	2 0	丹 波 賢太郎	出
9	佐 藤 勇	出	2 1	武 藤 吉 喜	出
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2	木 村 由美子	出
1 1	新 山 武	出	2 3	堀 江 一 彦	出
1 2	千 田 誠 治	出	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐 藤 亨
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐々木 真
	農地振興係主査	柴 田 正 之
	専門員	塩 田 正 秋
増田地域局	農委事務局主査	石 橋 大 輔
	農委事務局主任	佐 藤 大 斗
平鹿地域局	農委事務局主査	小 棚 木 保 幸
	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局	農委事務局主査	高 橋 英 喜
	農委事務局主査	菊 谷 仁 志
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
	農委事務局主事	須 田 萌々子
十文字地域局	農委事務局主査	原 かおる
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
	農委事務局主任	小 徳 真
大雄地域局	農委事務局主査	照 井 理 香

議長	本日の出席者数は24名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第2回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 4番 石山俊彦 委員 5番 佐々木一誠 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程2、「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。申請案件は20件です。議案書2ページをご覧ください。 「1番」は、横手地域局管内からの申請です。「1番」は、相手方の要望により買受をするものです。 「2番」は、増田地域局管内からの申請です。「2番」は、知人に対して贈与するものです。 「3番」から「5番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「3番」は、賃貸借していた農地を買受するものです。「4番」は、相続財産清算農地を買受するものです。相続財産清算人の選任については、秋田家庭裁判所横手支部の審判がなされていることを書類にて確認済みです。議案書3ページをご覧ください。「5番」は、同一世帯内の後継者に対し部分贈与するものです。 「6番」から「9番」は、雄物川地域局管内からの申請です。「6番」、「7番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。「8番」は、合作地を売買するものです。議案書4ページをご覧ください。「9番」は、知人に対して贈与するものです。 「10番」、「11番」は、大森地域局管内からの申請です。「10番」、「11番」は、合作地を贈与するものです。 「12番」から「15番」は、十文字地域局管内からの申請です。4ページから5ページに跨ります。「12番」から「14番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。「15番」は、親族に対して贈与するものです。 「16番」から「20番」は、山内地域局管内からの申請です。「16番」は、知人に対して贈与するものです。6ページをご覧ください。「17番」から「20番」は、相手方の要望により買受するものです。 以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号「1番」から「20番」は、農地法第3条第2項の各号には該当しないた

	め、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 3 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 3 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、「議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	説明に入る前に、議案第 4 号及び議案第 5 号につきまして、位置図の表記が印刷の都合により網掛けが消えております。少々分かりづらくなっていますが、ご了承くださいますようお願いいたします。 それではご説明いたします。議案書 8 ページをお開きください。申請件数は 1 件です。十文字地域局管内からのものです。 農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域であることから、「第 3 種農地」と判断します。 事業概要です。申請者は平成 30 年から共同住宅 2 棟を所有し経営していますが、今回更に 1 棟を建設しようとするもので、共同住宅 2 棟の隣接地を適地として選定したものです。 土地概要です。申請地は「十文字地域局」から南西約 600m に位置しており、登記地目・現況地目とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は水路、南側は市道、東側は申請人所有の宅地、西側は申請人所有の田となっています。 資金計画です。全額借入資金で対応予定であり、金融機関の融資証明書により確認済みです。 排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道を利用、雨水排水は宅内側溝を通して排水路へ排水する計画です。 被害防除については、緩衝地を設け、法面を保護する計画となっております。周囲への影響はないと思われます。 意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から、同意する旨の意見書が交付されています。

	他法令については、特にありません。申請地は「第 3 種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。 現地調査は、3 月 29 日、伊藤亨委員と事務局で実施しております。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
16 番	ご説明ありがとうございます。先ほどの 3 条もそうですが、特に第 4 条、第 5 条の転用関係について、説明は確かに「立地基準」や「一般基準」について説明がありましたが、判断する農業委員の資料は、「立地基準」の白黒の図面のみです。添付の地図だけでは立地基準として正確な農地区分を農業委員が判断することはできませんが、現地に詳しい農業委員と職員がきちんと確認されたので良しとしても「一般基準」に関する書面は、我々農業委員には一つもありません。 判断する側に資料がない中で判断を求められても困りますので、次回から立地基準に係る図面のほか一般基準についても資料を添付いただくようお願いします。
事務局	ご指摘のご意見ごもっともだと思いますので、次回に向け検討します。
議長	ほかにご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 4 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 4 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 4、「議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 12 ページをお開きください。申請件数は全部で 2 件です。 「1 番」は、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、市役所条里南庁舎を中心とし、申請地が含まれる半径 600m の円で囲まれる区域内にある宅地の面積の割合が 40 パーセント以上であることから、「第 2 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、スーパーマーケットを経営しており、現在の店舗敷地内の駐車場が混雑することで、その出入りとなる市道の混雑にも拍車をかけ、また配送車による搬入もスムーズに行えないことが多々あることから、保管倉庫と駐車場の増設を検討しています。申請地は現在の店舗に隣接しており、主要市道沿いに位置し、混雑緩和が予測できることから、農地ではありますがやむなく選定したものです。

土地概要です。申請地は「市役所条里南庁舎」から北西約 600m にある農地で、登記地目・現況地目とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は道・水路を挟んで田、西側は申請者の所有する宅地、南側は市道、東側は田及び宅地となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道を利用、雨水排水は水路へ放流する計画です。

被害防除については、北側及び東側にフェンスを設置し、緩衝地として緑地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨の内容で交付されています。

他法令については、都市計画法第 29 条の規定による開発行為について申請中であり、許可見込みです。また、農用地区域からの除外について、4 月 1 日付けで変更決定公告済みです。

申請地は「第 2 種農地」ですが、本件は既存店舗敷地に隣接して倉庫・駐車場を拡張しようとするものであり、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないため「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、4 月 2 日、高橋馨委員と事務局で実施しております。

「2 番」は、平鹿地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第 1 種農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、水稻の作業全般を受託していますが、乾燥調製施設の増設が急務となっています。それに適した場所を近隣では見つけられず、申請地は農地ではありますが、代表者の父名義であり利便性が良いことから、適地と判断し、やむなく選定したものです。

土地概要です。申請地は、「平鹿地域局」から西約 1.3 km に位置しており、登記地目・現況地目とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側は市道、東側は宅地、西側・南側は農地となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応予定であり、金融機関の融資証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流

	下させる計画です。 被害防除は、隣接農地との境界に緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。 意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から、同意する旨の内容で交付されています。 他法令については、特にありません。 申請地は「第 1 種農地」ですが、申請に係る農地を農業用施設の用に供するものであるため、農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イの不許可の例外に該当し、「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。 現地調査は、3 月 27 日、菅原一太郎委員、鈴木勉推進委員、武藤吉喜推進委員と事務局で実施しています。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 5 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 5 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 5、「議案第 6 号 農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。
事務局	はじめに「整理番号 326 番」は、議席番号 9 番 佐藤勇委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 9 番 佐藤勇委員 一時退席)
議長	「整理番号 326 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。「整理番号 326 番」につきましては、議案書

	16 ページになります。 秋田県農業公社が出し手農家から買い入れていた農地について、受け手農家に売り渡すものとなっております。4 月 17 日付けで農用地利用集積計画の公告により所有権移転効力が発生するものとなっております。 本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 326 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 326 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 9 番 佐藤勇委員 着席)
議長	次に、「整理番号 387 番」は、議席番号 7 番 佐藤仁委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 7 番 佐藤仁委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 387 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。「整理番号 387 番」につきましては、議案書 23 ページになります。 出し手農家と受け手農家の間において 4 月 17 日付けで農用地利用集積計画の公告により 10 年間の利用権を再設定するものとなっております。本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)

議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 387 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 387 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 7 番 佐藤仁委員 着席)
議長	次に、「整理番号 447 番」は、議席番号 3 番 佐藤省美委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 3 番 佐藤省美委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 447 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。「整理番号 447 番」につきましては、議案書 30 ページになります。農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、4 月 17 日付けで農用地利用集積計画の公告により農家に貸付けるものとなっております。本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 447 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 447 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 3 番 佐藤省美委員 着席)

議長	次に、「整理番号 470 番」は、議席番号 11 番 新山武委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 11 番 新山武委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 470 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。「整理番号 470 番」につきましては、議案書 32 ページになります。農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、4 月 17 日付けで農用地利用集積計画の公告により農家に貸付けるものとなっております。本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 470 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 470 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 11 番 新山武委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 323 番」から「整理番号 497 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 16 ページになります。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 323 番」から「整理番号 328 番」までの 5 件につきましては所有権移転となります。 「整理番号 323 番」から「整理番号 325 番」までの 3 件につきましては、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 6 年 6 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。 「整理番号 327 番」から「整理番号 328 番」までの 2 件につきましては、秋田県農業公社が出して農家から買い入れていた農地について受け手農家に売り渡すものとなっております。

	次に相対による利用権設定になります。議案書 17 ページの「整理番号 329 番」から議案書 27 ページの「整理番号 426 番」までの議事参与の制限の案件を除く 97 件につきまして、再設定が 56 件、新規設定が 41 件となっております。 続きまして、農地中間管理事業になります。議案書 27 ページの「整理番号 427 番」から議案書 35 ページの「整理番号 497 番」までの議事参与の制限の案件を除く 67 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、4 月 17 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。 本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
16 番	これも先ほどの質問の趣旨と同様ですが、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の第 1 号から第 4 号までの要件に該当するかの判断を事務局としてはいろいろと書類を見て判断されたと思いますが、許可あるいは承認の要件にどのように該当するか。そのところが判断する農業委員側に該当する資料がないと判断できないと思います。 ただし、案件が非常に多いので資料としていただくことは難しいかと思いますが、18 条第 3 項の各号がどのようなものなのか。農業委員の立場に立ってわかるように資料提出を検討していただければ判断しやすいのではないのでしょうか。
事務局	次回に向け検討して、どのような方法が分かりやすいかというものを お示しさせていただきます。
16 番	ありがとうございました。
議長	ほかにご質問等ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 323 番」から「整理番号 497 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 323 番」

	から「整理番号 497 番」については、承認することにいたします。
議長	以上をもって、「議案第 6 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。
議長	日程 6、「議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
議長	はじめに「整理番号 20 番」、「整理番号 21 番」は、議席番号 21 番 武藤吉喜委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。
	(議席番号 21 番 武藤吉喜委員 一時退席)
議長	「整理番号 20 番」、「整理番号 21 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。「整理番号 20 番」、「整理番号 21 番」につきましては、議案書 38 ページになります。 現在の受け手農家から新たな受け手農家へ賃貸料や残存契約期間について原契約と同一条件で利用権を移転するものとなっております。今後、農用地利用集積等促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を決定し、県への認可申請を行い、令和 6 年 5 月 31 日付けで県が公告するものとなっております。 本農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 20 番」、「整理番号 21 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 20 番」、「整理番号 21 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 21 番 武藤吉喜委員 着席)

議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 16 番」から「整理番号 24 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。はじめに、権利移転についてですが、議案書 38 ページの「整理番号 16 番」から「整理番号 23 番」までの議事参与の制限の案件を除く 6 件につきましては、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ賃貸料や残存契約期間について原契約と同一条件で利用権を移転するものとなっております。 続きまして、議案書 39 ページ、再配分についてですが、「整理番号 24 番」の 1 件につきましては、秋田県農業公社が以前に受け手農家と使用貸借契約を合意解約したあと中間管理していた農地について、新たに受け手農家に使用貸借するものとなっております。今後、農用地利用集積等促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を決定し、県への認可申請を行い、令和 6 年 5 月 31 日付けで県が公告するものとなっております。 本農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 16 番」から「整理番号 24 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 16 番」から「整理番号 24 番」については、承認することにいたします。
議長	日程 7、「議案第 8 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）に対する意見聴取について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、「議案第 8 号」についてご説明いたしますので、議案第 8 号別紙をご覧ください。本件につきましては、数年前に他県の農業委員会において、会長と職員が逮捕されるという不祥事が続けて発生したことから、農業委員等の綱紀粛正について毎年総会で決議するよう秋田県農業会議から指導があったことによるものです。内容につきましては、法律等の適正な運用と議事参与の制限、議事録の公表を適切に実施して議

	事の公平さを確保すること。また、委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施することの意見について、申し合わせ決議するものです。それでは読み上げます。 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案） 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。 一 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 二 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 令和 6 年 4 月 16 日 横手市農業委員会 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
16 番	事務局説明で決議の背景がわかりましたが、そもそも、農業委員会法ではこの 2 つの特だしに加えて守秘義務などの遵守すべき規定がある中でこのような決議をするまでもないものと考えます。 この申し合わせの内容については、全国同じ内容となっているのでしょうか。
事務局	他県において不祥事が発生したということで、全国農業会議所から都道府県農業会議所へ県農業会議より市町村農業会議へ順次指導があったと伺っております。
16 番	だいぶわかりました。委員や推進委員、職員は当然ながら法令順守については変わりないと思いますので、気を引き締めていきたいと思えます。
議長	ほかにご質問等ありませんか。 （質問、意見なし）
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 8 号」について、原案に賛成の方は挙手願います。

	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 8 号」については、原案のとおり決議することに決定いたします。
議長	日程 8、「報告第 2 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 42 ページをご覧ください。報告件数は全部で 5 件となっております。横手地域局管内が 2 件、増田地域局管内が 2 件、大森地域局管内が 1 件です。 はじめに「1 番」についてです。 照会地は、「市役所条里南庁舎」から南約 1.0 k m に位置しています。隣接地の状況は、北側・西側は宅地、東側は市道、南側は田となっております。 土地の状況です。農地法第 5 条の申請により昭和 51 年 5 月 28 日付けで許可を受けておりましたが、当時土地を所有していた申請者の叔父が、地目変更登記の手続きをしていなかったとのことです。現在、その住宅は解体されていますが、コンクリート舗装等が残っており農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。 現地調査は、3 月 14 日、堀江一彦委員、高橋馨推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。 調査結果は、3 月 15 日付けで記載のとおり報告しています。 次に「2 番」についてです。 照会地は、「J R 柳田駅」から北東約 60 m に位置しています。隣接地の状況は、北側・東側・南側は宅地、西側は鉄道用地となっております。 土地の状況です。申請地は、申請者が代々所有してきた土地であり、詳細は不明ですが昭和 20 年代には住宅用地として貸付していたとのことで、転用許可を受けずに行ってしまったようです。現在も住宅用地・道路敷地となっておりますので、農地としての利用は困難な状態であるため、「非農地」と判断しました。 現地調査は、3 月 14 日、堀江一彦委員、高橋馨推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。 調査結果は、3 月 15 日付けで記載のとおり報告しています。 次に「3 番」についてです。 照会地は、「狙半内地区交流センター」から北約 2.8 k m に位置しています。隣接地の状況は、108 番 1 及び 110 番 2 は北側・東側は農地・西側は水路、南側は宅地となっております。また、153 番は北側・東側は農地、西側は集落公園、南側は市道となっております。 土地の状況です。110 番 2 については昭和 46 年頃に申請者の亡くなった父が住宅を建築し現在に至る。108 番 1 については平成 2 年頃に物置を建築し現在に至る。153 番については昭和 50 年頃に鍋ヶ沢地区に土地を提供し、会館が建築され現在に至る。いずれも転用許可を受けずに行ってしまったようです。現在も倉庫及び住宅には申請人の家族が居住しており、会館も地域住民で管理されていますので、農地としての利用は

	困難な状態であり、「非農地」と判断しました。 現地調査は、3月18日、千葉肇委員、平良木保委員、阿部美喜夫推進委員と事務局で実施しています。 調査結果は、3月22日付けで記載のとおり報告しています。 次に「4番」についてです。 照会地は、「狙半内地区交流センター」から北約800mに位置しています。隣接地の状況は、北側・東側は宅地、南側・西側は市道となっています。 土地の状況です。現在の所有者に所有権が移転された昭和11年頃に、公衆用道路として敷設されたようです。現在も公衆用道路となっており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。 現地調査は、3月18日、千葉肇委員、平良木保委員、阿部美喜夫推進委員と事務局で実施しています。 調査結果は、3月22日付けで記載のとおり報告しています。 議案書43ページをご覧ください。次に「5番」についてです。 照会地は、「大森地域局」から西約1.2kmに位置しています。隣接地の状況は、北側・東側は宅地、西側は法定外水路、南側は市道となっています。 土地の状況です。昭和43年頃、申請者の両親が食堂兼住宅として建築。両親が死亡した後は借家にして塾を経営していたが、平成に入り建物を解体し、現在は空き地となっています。転用許可が必要であることを認識しないまま使用されたものと思われます。現在は空き地ではありますが、建物の基礎部分は残っており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。 現地調査は、4月1日、丹波賢太郎委員、平元沙恵子推進委員、佐々木健明推進委員と事務局で実施しています。 調査結果は、4月3日付けで記載のとおり報告しています。 報告は、以上です。
議長	事務局の報告が終わりました。 これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、「報告第2号」の報告を終わります。
議長	以上をもちまして、第2回総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。 (11時06分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和 6 年 4 月 16 日

議 長 飯野 正和

署名委員 石山 俊彦

署名委員 佐々木 一誠
